

第2号議案

平成29年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

平成29年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ43,351千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,477,040千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年2月21日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義

### 第3号議案 要旨

#### 北はりま消防組合公平委員会設置条例の制定（要旨）

##### 1 制定理由

当組合は平成23年4月の設立以来、消防本部を加東市内に設置しているため、加東公平委員会に加入していたが、平成30年4月1日から消防本部を西脇市内に移転するため、加東公平委員会から脱退し、新たに北はりま消防組合公平委員会を設置するもの。

##### 2 制定内容

###### (1) 本則

北はりま消防組合公平委員会の設置を規定すること。

###### (2) 附則第2項

北はりま消防組合特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うもので、公平委員会委員の報酬を規定すること。

##### 3 施行期日 平成30年4月1日

## 第4号議案 要旨

### 北はりま消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定（要旨）

#### 1 制定理由

北はりま消防組合を構成する市町が費用の全額を負担し、当組合が土地取得及び建設等を行った財産については、費用を負担した構成市町の財産であることから、当組合が譲与を行う場合において、財産の管理及び処分方法を明確かつ迅速にすることを目的に、当組合の財産における交換、譲与、貸付け等について、必要な事項を規定する条例を制定するものである。

#### 2 制定内容

- (1) 普通財産の交換について定めること。（第2条関係）
- (2) 普通財産の譲与又は減額譲渡について定めること。（第3条関係）
- (3) 普通財産の無償貸付け又は減額貸付けについて定めること。（第4条関係）
- (4) 物品の交換について定めること。（第5条関係）
- (5) 物品の譲与又は減額譲渡について定めること。（第6条関係）
- (6) 物品の無償貸付け又は減額貸付けについて定めること。（第7条関係）

#### 3 施行期日 公布の日

## 第5号議案 要旨

### 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

平成29年人事院勧告において、民間給与との較差を考慮して、初任給及び若年層を重点に給料表の水準の引き上げを勧告している。

北はりま消防組合においても、これらのことを基本姿勢とし、人事院及び兵庫県人事委員会の勧告、構成市町の給与改正の動向を踏まえ、北はりま消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正内容

##### (1) 第1条関係

ア 公安職（一）に準じて給料表を改定し、初任給及び若年層を重点に引上げをすること。

イ 勤勉手当の支給月数を0.1月分の引上げをすること。

##### (2) 第2条関係

ア 消防本部の移転に伴い、給料の支給日を毎月16日から21日に変更すること。

イ 第1条関係に規定する6月、12月の勤勉手当の支給月数を均等にすること。

ウ 給料表6級以上で55歳を超える職員の給料等の1.5%減額支給措置を廃止すること。

##### (3) 附則第5項及び第6項関係（1.5%減額支給措置の廃止に伴う改正）

ア 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

イ 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正

#### 3 施行期日

(1) 第1条関係 公布の日（平成29年4月1日から適用）

(2) 第2条、附則第5項及び第6項関係 平成30年4月1日

## 第6号議案

北はりま消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正（要旨）

### 1 改正理由

当組合署所配置計画に基づき、平成30年4月1日から消防本部及び加東消防署が移転することから、それぞれの位置（所在地）について改正を行うもの。

### 2 改正内容

#### (1) 消防本部の位置（第3条）

「加東市下滝野1269番地2」を「西脇市野村町1796番地の502」に改めるもの。

#### (2) 加東消防署の位置（第4条）

「加東市上中3丁目25番地」を「加東市上中778番地52」に改めるもの。

### 3 施行期日 平成30年4月1日

## 第7号議案 要旨

### 北はりま消防組合手数料条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

人件費単価及び物価水準の変動に伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が本年1月26日に公布、本年4月1日施行により、危険物施設等の設置許可・完成検査前検査・保安に関する検査に係る手数料の額が引き上げられることから本条例の一部を改正するもの。

#### 2 改正内容

危険物施設に係る製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査の手数料について、改定された基準額に準じて引上げを行うこと。

#### 3 施行期日 平成30年4月1日

## 第8号議案 要旨

### 北はりま消防組合火災予防条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

- (1) 平成28年11月1日付け経済産業省令第105号「容器保安規則等の一部を改正する省令」に基づく文言の整理を行うもの。
- (2) 平成25年12月19日付け消防予第484号通知に基づき、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するための制度を新設するもの。

#### 2 改正内容

- (1) 文言の整理を行うこと。（第1条関係）
- (2) 防火対象物の消防用設備等に係る重大な消防法令違反状況を公表する制度を加えること。（第2条関係）

#### 3 施行期日

- (1) 第1条関係 公布の日
- (2) 第2条関係 平成31年4月1日

## 第9号議案 要旨

### 北はりま消防組合指定金融機関の指定の変更（要旨）

#### 1 変更理由

平成30年4月1日から当組合事務所の所在地が西脇市となるため、北はりま消防組合規約第9条第2項の規定により、組合の会計管理者は西脇市の会計管理者をもって充てることに伴い、西脇市の指定金融機関である株式会社三井住友銀行を当組合の指定金融機関として指定する。

#### 2 変更内容

変更前	株式会社みなと銀行
変更後	株式会社三井住友銀行

#### 3 指定開始日

平成30年4月1日



第10号議案

平成30年度北はりま消防組合一般会計予算

平成30年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,921,066千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成30年2月21日提出

北はりま消防組合

管理者 加東市長 安田正義